

マイナ免許証を 希望する方へ

手続きには以下のものがが必要です。

① 有効なマイナンバーカード

- 住民票とマイナンバーカードの住所が同一（京都府内）であること
- 有効期限内のもの
- マイナンバーカードのチップが破損していないもの



② 署名用電子証明書

※必須ではありませんが
注意が必要です。

- 市区町村で設定した6～16桁の英数字の暗証番号
- 有効期限内のもの

署名用電子証明書を 提出しない場合のリスク

自治体でマイナンバーカードの有効期間の満了に係る再交付を受けた際に、R7年秋以降における更新後のマイナンバーカードのICチップに

**免許情報記録を
引き継ぐことができません。**

更新後のマイナンバーカードに免許情報が記録されていないことにより

- ・マイナ免許証として利用するには、
再記録手数料が必要になる
- ・マイナ免許証のみを保有する方は、
再記録等までの間、運転できず、
運転すれば免許証不携帯違反になる

こととなります。

★署名用電子証明書（暗証番号）を覚えていない等の理由で、提出していない場合は、運転免許試験場、京都駅前更新センター、京都府内の各警察署で、提出ができます。

受付場所	受付時間（平日のみ）
運転免許試験場 京都駅前更新センター	8：30～16：00
京都府内の各警察署 (京北交番、網野交番、久美浜交番含む)	9：00～16：00

マイナポータルとの連携で以下のサービスが受けられるようになります。

マイナ免許証のメリットを生かすために 警察への署名用電子証明書の提出 及び マイナポータル連携をお願いします。

対象者	免許 (経歴) 情報の 確認	オンライン 講習	本籍の オンライン 変更	住所変更ワンストップ サービス等 同意状況等の確認	免許更新 時期接近の お知らせ受信
マイナ免許証のみ	○	○	○	○	○
免許証との2枚持ち	○	○			○
マイナ経歴証明書のみ	○			○	
運転経歴証明書との 2枚持ち	○				

～マイナポータルとの連携方法～

- ① 運転免許試験場、京都駅前更新センター、警察署で署名用電子証明書を提出
署名用電子証明書用の暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）を入力
- ② マイナポータルからの署名用電子証明書の提出（スマートフォンやパソコンから）
 - ア ログイン…利用者証明用電子証明書の暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）の入力
 - イ ログインしたユーザ情報の送信…券面事項入力補助用暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）の入力
 - ウ 署名用電子証明書の提出…署名用電子証明書用の暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）を入力



★マイナポータルにおける連携手続の詳細は、警察庁のHPをご確認ください。

(警察庁HP)



住所変更ワンストップサービス等

注意点

- ① 同意の有効期間は10年です。サービスの継続を希望される方は、同意の有効期間が満了する前に、再度、利用開始手続を行ってください。
- ② 署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。
- ③ 市区町村で住所等の変更の届出をした際は、新たな署名用電子証明書の発行手続をしてください。（マイナンバーカードの住所変更手続とあわせて必要となります。）
- ④ 住所等のうち、同意しなかった項目については、引き続き、免許センター等への届出が必要です。
⚠各手続・届出をされないと、更新のお知らせハガキが届かなくなる場合があります。

本籍のオンライン変更

注意点

マイナポータルとの連携手続を行った後

- ① 券面事項入力補助用暗証番号の入力…暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）入力
- ② 署名用電子証明書の提出 …暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）入力
が必要です。

住所変更ワンストップサービス等とは異なり、本籍の変更がある都度、市区町村での変更手続を行った後に、①（初回のみ）・②を行う必要があります。